

# 「感染対策期」

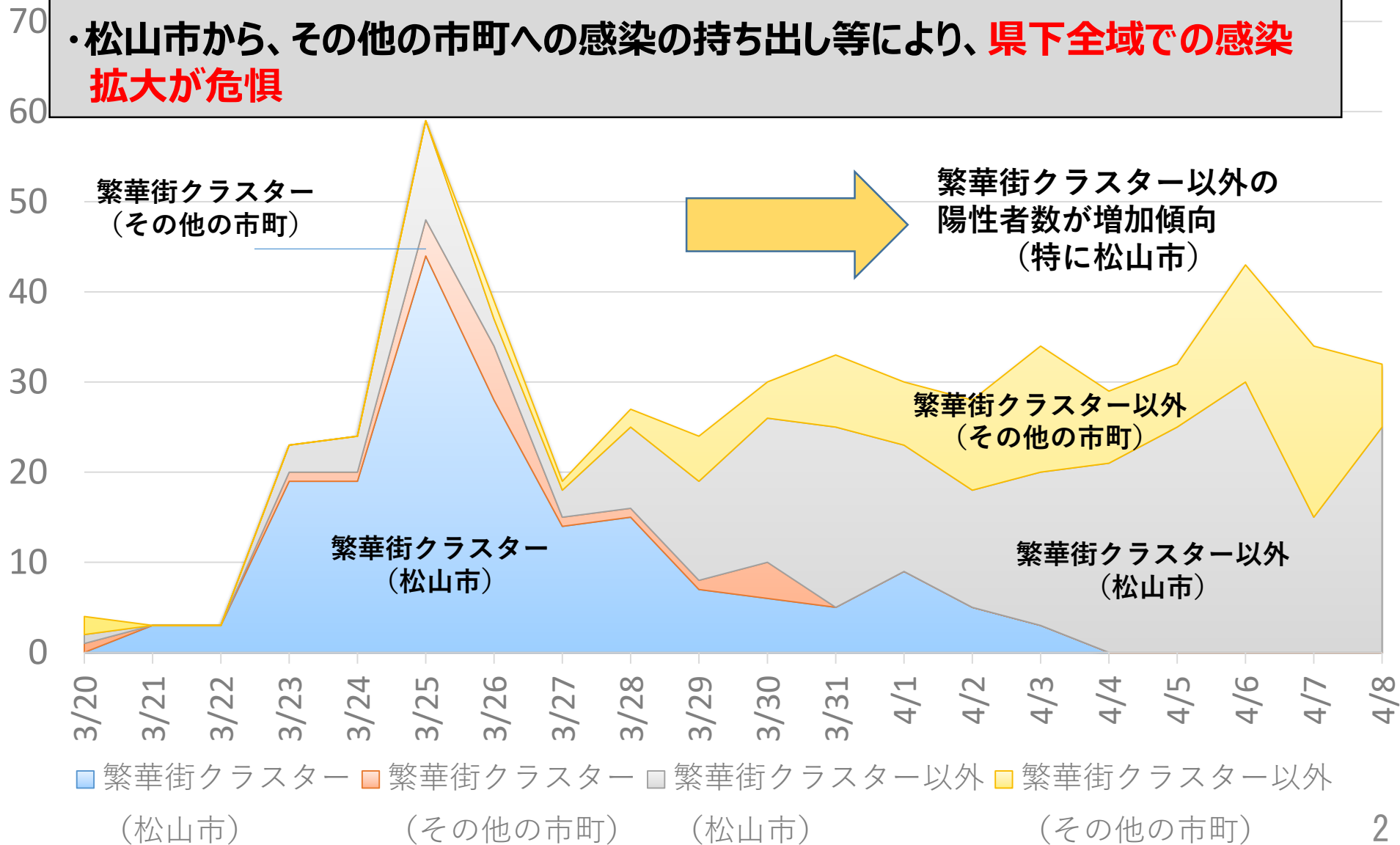
## 4月8日(木)～4月21日(水)

- 感染リスクと医療への負荷は、最も深刻な水準です。
- 感染回避を最優先に、人との接触をできるだけ避けてください。
- 夜の「飲み会」だけでなく、日中の予定、友人や親族との集まり、地域の集いなど、幅広い接触で感染が広がっています。

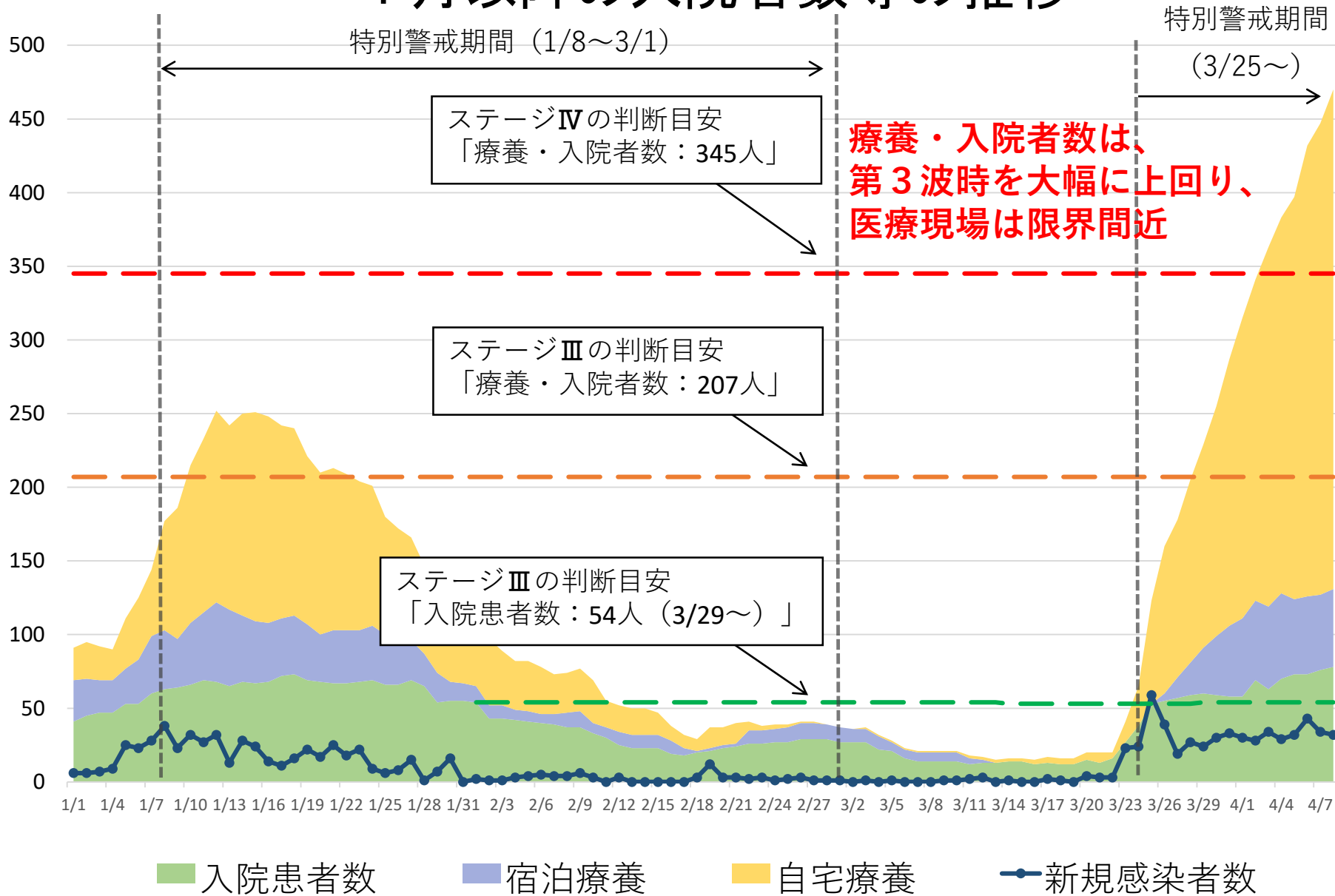
**この2週間、最大限の警戒とご協力を！**

# 県内の感染状況は「拡大局面」へ突入

- ・松山市繁華街クラスターから、家庭内や職場、生活上の接触等により、地域に感染が広がり、もはや松山市内は「市中感染のまん延」状態に
- ・松山市から、その他の市町への感染の持ち出し等により、県下全域での感染拡大が危惧



# 1月以降の入院者数等の推移





# 《全国（上位10都府県）の感染状況》

ステージ	都道府県	人口10万人あたり 新規陽性者数
ステージ4	宮城県	41.20
	沖縄県	40.47
	大阪府	32.57
ステージ3	山形県	20.41
	兵庫県	18.84
	東京都	18.72
	奈良県	17.67
	<u>愛媛県</u>	<u>15.09</u>
ステージ2以下	埼玉県	11.78
	千葉県	11.54

※4/2厚労省公表

人口10万人当たり新規陽性者数：4/1までの直近1週間

# 感染予防と社会経済活動のバランス

## 警戒レベルの設定（3区分）

- 基本的に、以下の3つの警戒レベルを設定し、感染状況等（まん延度合い、医療負荷等）に応じて感染対策と社会経済活動等のバランスを図る。
- 警戒レベルに基づく要請等は、県下一律で行うものに加え、感染状況に応じて、市町やエリア単位での対応も行う。

### 【感染縮小期】



### 【感染警戒期】



### 【感染対策期】

〔感染予防と社会経済活動のバランスを図る〕

感染予防

社会経済活動等

〔実績〕 R2.6/19～11/19

【移行期間】

〔感染予防を重視  
社会経済活動は制限付きで展開〕

感染予防

社会経済活動等

〔実績〕 R2.5/11～6/18、R2.11/20～4/7  
※1/8～3/1、3/25～4/7：「特別警戒期間」

【特別警戒期間】

〔感染予防を最優先  
社会経済活動はできる限り縮小〕

感染予防

社会経済活動等

〔実績〕（概ね昨年5月の連休期間中）  
**R3.4/8～4/21**

# 「感染対策期」の要請内容等

項目	4月7日以前	4月8日以降
対策期間	3/25(木)～4/7(水)	4/8(木)～4/21(水)
期間名称	「感染警戒期」～特別警戒期間～	「感染対策期」へ切り替え
要請・協力依頼内容	首都圏（1都3県）への往来や出張は慎重に判断（協力依頼）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外出や人との接触、会合の機会を減らす</li> <li>・松山市との往来自粛</li> <li>・感染拡大地域（首都圏やまん延防止等重点措置の適用都道府県）への不要不急の出張・往来自粛</li> <li>・不要不急の外出自粛《松山市限定》</li> </ul>
	「年度替わり」の注意 「花見」は着座しての飲食禁止【松山市限定】	【法要請】
	飲食店利用や会食の注意	会食の注意【法要請】
	「5つの場面」の注意	継続【法要請】
	事業者によるテレワークや時差出勤等の一層促進	テレワーク、時差出勤の利用促進、職場内の感染防止対策の徹底【法要請】
	酒類を提供する飲食店に対する営業時間短縮の要請（協力金を含む）【法要請】	継続【法要請】
	業種別ガイドラインの実践	継続【法要請】
	医療・高齢者施設の面会制限 （施設長等の判断のもとで実施）	継続
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体接触を伴う活動等は極力控える【全県】</li> <li>・松山市内及びその近郊の学校は練習試合禁止</li> <li>・松山市内中心に教員の見守り活動を強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体接触を伴う活動等は行わない【全県】</li> <li>・練習試合等の対外交流禁止を全県に拡大</li> <li>・公式大会は、無観客での実施を主催者に要請</li> <li>・教員の見守り活動を強化【全県】</li> </ul>
	イベント等感染対策の徹底	県主催の集客イベントの延期・中止
	県管理施設の使用の制限	

# 「感染対策期」の要請内容の要点

## 【県民の皆さんへの要請】

- 外出や人との接触、会合の機会を減らす
- 松山市との不要不急の往来自粛
- 感染拡大地域への不要不急の出張・往来自粛

## 《特に松山市》

- 不要不急の外出自粛

## 【事業者の皆さんへの要請】

- 感染防止対策の改めでの徹底



# 感染を抑え込むための要請内容(詳細)

## 【県民の皆さんへの要請】(特措法第24条9項)

### ○外出や人との接触、会合の機会を減らす

➤ 毎日顔を合わせている人間関係の中で過ごす(親族であっても日常的に会っていない者との接触は避ける)

※高齢者の介護や日常生活の支援等、必要があるものは対象外

➤ 体調に異変を感じたら、外出や人との接触を必ず避ける

➤ 基本的な感染対策の徹底(マスクは適切に着用(鼻出しマスクなど不完全な着用は効果なし)、手指消毒は極めて有効)

➤ 「3密」の場は絶対に避ける

### ○松山市との不要不急の往来自粛

### ○感染拡大地域(首都圏やまん延防止等重点措置の適用都道府県等)への不要不急の出張・往来自粛

# 感染を抑え込むための要請内容(詳細)

## 【特に松山市の皆さんへの要請】(特措法第24条9項)

### ○不要不急の外出自粛(夜だけではなく、日中も含め)

※不要不急の外出の例

- ・友人や同僚など、家族以外の方との集い
- ・趣味のスポーツや文化・余暇活動
- ・町内会等の地域の集い
- ・不特定多数が集まるイベントや会合への参加

⇒既にある予定も、この2週間、見送りや延期について、強く検討を求めます

## 【事業者の皆さんへの要請】(特措法第24条9項)

### ○感染防止対策の改めでの徹底

- 歓迎会や職場全体での大人数での飲み会は自粛  
4人以下で実施する場合も、普段顔を合わせている人と長時間を避ける(2時間以内)など、感染リスク回避を徹底
- テレワーク、時差出勤の利用促進
- 日常の執務室だけでなく、更衣室・休憩室等も含めた職場内の感染拡大防止対策の徹底
- 毎日の検温と報告など、従業員の体調確認の徹底。休暇取得の推奨
- 松山市や感染拡大地域への出張は、ウェブの活用や延期など代替案を検討

# イベント等の取扱い(詳細)

## 【県の取扱い】

### 【イベント関係】

○ 参加者が特定できない集客イベントは県下一円で延期  
又は中止（県主催イベント）

○ オリンピック聖火リレーの取扱い

➢ 感染状況の推移をギリギリまで注視し

**実施の一定期間前に改めて判断**

➢ イベント等の縮小、事業の見直しで経費を節減し

**医療・福祉関係者等へエールを送る**

ことを、県実行委員会で調整のうえ

東京オリパラ大会組織委員会と協議

# イベント等の取扱い(詳細)

## 【県の取扱い】

### 【県管理施設関係】

- 県管理施設のうち**松山市周辺の集客施設**（とべ動物園、えひめこどもの城）は**閉館**
- その他の集客施設は入場制限の上、開館
- 県管理施設の貸館利用（予約済みに限る）は**継続**
- 県管理施設でのイベントは、以下の**許可条件を付して、使用を許可**

#### <許可条件>

- ・ガイドラインの遵守等、感染対策の徹底
- ・イベント参加者全員の把握と、陽性者が発生した場合の連絡先の把握

# 学校活動の制限等

## 【学校関係】

- 身体接触や発声等が伴う活動は行わない【全県】
- 練習試合等の対外交流禁止を全県に拡大
  - ▶ 公式大会は、感染防止対策を強化し、無観客での実施を主催者に要請
- 教員による見守り活動を強化【全県】

## 【その他】

- 県内宿泊旅行代金割引の新規発行中止の継続【全県】
- GoToイート食事券の追加販売（4/16開始予定）は当面の間延期【全県】

# 感染拡大を防ぐための対策

## ○ 宿泊療養施設の追加確保（調整中）

## ○ 高齢者施設職員の一斉検査の実施

・実施地域：松山市、新居浜市、西条市

※感染状況を見極めながら対象地域を選定

・対象者：第一段階・・特別養護老人ホーム

第二段階・・認知症高齢者グループホーム

第三段階・・軽費老人ホーム、有料老人ホーム等

# 感染を抑え込むための要請内容(詳細)

## 【県民・事業者の皆さんへの要請】（特措法第24条9項）

### ○感染拡大地域（首都圏やまん延防止等重点措置の適用都道府県）への不要不急の往来や出張の自粛

- やむを得ない往来や出張時は、訪問先自治体の注意事項に従うなど、感染回避行動を徹底
- 帰県後2週間は体調管理に留意し、感染リスクの高い行動をした方は、懇親会等の参加は控える

#### ※首都圏（1都3県）

令和3年3月21日まで緊急事態措置を実施すべきとされていた都県  
（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）

#### ※まん延防止等重点措置の適用都道府県

（4月8日時点での適用府県：宮城県、大阪府、兵庫県）

### ○その他、感染者が増加している地域への往来や出張時は注意

# 感染を抑え込むための要請内容(詳細)

## 【事業者の皆さんへの要請】 (特措法第24条9項)

### ○ 酒類を提供する飲食店に対する営業時間短縮の要請

[対象] 松山市繁華街（一番町～三番町、花園町等）で、食品衛生法の飲食店営業許可を受け、酒類を提供し、屋内に常設の飲食スペースを設けている店舗

[内容] 営業5～21時まで、酒類提供20時30分まで

[期間] 令和3年4月1日(木)午前0時～4月21日(水)24時まで

[根拠] 営業時間短縮の協力要請【特措法24条9項】

### ○ 営業時間短縮に協力した飲食店に対する協力金の支給

営業時間短縮に協力した飲食店に対し、4万円/日（21日間で1店舗あたり84万円）の協力金を支給。

※県と松山市が共同で実施。併せて、松山市繁華街への見回りも行う。



# 感染を抑え込むための要請内容(詳細)

## 【県民・事業者の皆さんへの要請】（特措法第24条9項）

### ○ 会食に関して、次の事項に注意

#### ● 日常の会食は、基本的に4人以下

- 毎日顔を合わせ、感染リスクの高い行動のない人と
- 席の間隔を十分空けて
- 大声を出さない。羽目を外さない
- 長時間の飲食は避ける（2時間以内）

#### ■ 会食に関する注意事項 ■

##### ① 店側の感染対策ができていることを確認

《飲食店を選ぶ際のポイント》

座席の間隔の確保、従業員のマスク着用、消毒液の設置、換気の徹底

##### ② 参加者の2週間以内の行動歴を確認

「深夜に及ぶ繁華街での飲食をはじめ5つの場面に該当する感染リスクの高い行動」がないこと

##### ③ 当日の体調不良者がいないことを確認

# 感染を抑え込むための要請内容(詳細)

## 【県民・事業者の皆さんへの要請】（特措法第24条9項）

### ○ 感染リスクが高まる「5つの場面」に十分注意

※「5つの場面」

- ① 飲酒を伴う懇親会等、
- ② 大人数や長時間におよぶ飲食、
- ③ マスクなしでの会話、
- ④ 狭い空間での共同生活、
- ⑤ 居場所の切り替わり

## 【事業者の皆さんへの要請】（特措法第24条9項）

### ○ 「3つの密」の回避に向けた業種別ガイドラインの実践

## 【医療機関・高齢者施設等への協力依頼】

### ○ 面会は時間や人数を制限し、嚴重な感染予防策を実施

（施設長等の判断のもとで実施）

- ① 施設の特性を踏まえ、患者・利用者・家族のQOLも考慮して面会の必要性を検討
- ② 面会時は嚴重な感染予防策を実施

# ■ 会食に関する注意事項 ■

## 【必ず守るべき3つの条件】

① 店側の感染対策ができていることを確認

《飲食店を選ぶ際のポイント》

座席の間隔の確保、従業員のマスク着用、  
消毒液の設置、換気の徹底



② 参加者の2週間以内の行動歴を確認

「深夜に及ぶ繁華街での飲食をはじめ5つの場面に該当する感染リスクの高い行動」がないこと

③ 当日の体調不良者がいないことを確認

## 日常の会食は、基本的に4人以下

- 毎日顔を合わせ、  
感染リスクの高い行動のない人と
- 席の間隔を十分空けて
- 大声を出さない。羽目を外さない
- 長時間の飲食は避ける（2時間以内）